

国の留保からの配分等について

令和 8 年 5 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

令和 7 管理年度において、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群並びにまさば及びごまさば対馬暖流系群）の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、各管理年度の開始前に水産政策審議会の了承を得ておき、事後報告で対応する運用としている。

(1) 共通

- ①資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更
- ②特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り都道府県間、大臣管理区分と都道府県との間又は大臣管理区分間で行う融通に伴う数量の変更

(2) まさば及びごまさば太平洋系群

資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法に則り行う、「まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）」の漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び「まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）」への追加配分に伴う数量の変更

(3) まさば及びごまさば対馬暖流系群

資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更

2 数量変更の内容

前回報告を行った第144回資源管理分科会（令和8年3月23日開催）以降、上記1に該当する数量の変更を行ったので報告する。

1 (1) ②に該当

まさば及びごまさば対馬暖流系群（令和7管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和8年3月24日	鹿児島県	12,000	10,000	-2,000
	大中型まき網漁業	116,800	118,800	2,000

1 (2) に該当

まさば及びごまさば太平洋系群（令和7管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和8年4月14日	大中型まき網漁業 (漁獲量の総量の管理を行う管理区分)	12,800	33,303	20,503
	大中型まき網漁業 (漁獲割当てによる管理を行う管理区分)	30,500	9,997	-20,503

1 (3) に該当

まさば及びごまさば対馬暖流系群（令和7管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和8年3月24日	島根県	26,900	33,000	6,100
	山口県	3,200	3,600	400
	長崎県	46,400	51,200	4,800
	鹿児島県	10,000	11,300	1,300
	大中型まき網漁業	118,800	128,800	10,000
	国の留保	47,800	25,200	-22,600
令和8年5月8日	大中型まき網漁業	128,800	132,300	3,500
	国の留保	25,200	21,700	-3,500

(以上)